

江東区公共施設等総合管理計画(案) 概要

江東区の公共施設等の現状

- インフラ資産（平成28年4月1日現在）
 - ・道路：1,473路線、延長約340km、面積約316万㎡
 - ・橋りょう：87橋、延長約5km、面積約6万6千㎡
 - ・公園：258箇所、面積約103万㎡
- 公共建築物（平成28年4月1日現在）
 - ・約720棟

昭和40年から50年代に供用開始した小・中学校等の学校教育施設が延床面積で大きな割合を占めており、また、全体の約58%が建築後30年以上。

人口推計

- 江東区長期計画（後期）期間である平成31年における人口は、概ね52万人と推計。その後においても人口の増加は続く見込みであり、平成41年には58万人を超えると推計。
- 地区別の人口推計では、今後も開発が進むことが予想される豊洲地区が大幅に増加すると見込まれる一方で、既成市街地においては減少する見込みの地区がある。

財政状況及び改修・改築費用の推計

- 公共建築物 30年間の改修・改築経費は約3,990億円
 - インフラ資産 30年間の改修・改築経費は約750億円
- 区の27年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準を大きく下回っており、区の財政は健全であるが、今後老朽化した既存公共施設の改修・改築や、南部地域の人口増加への新たな施策の展開、また東京オリンピック・パラリンピック開催への対応等、今後も行政需要の更なる増大・多様化への対応が必要となる。

対象範囲

○いわゆる「ハコモノ」の公共建築物だけでなく、道路、橋りょう、公園等のインフラ資産も含めた区が保有する公共施設等。

対象範囲		
分類	インフラ資産	公共建築物
施設分類	○道路 ○橋りょう ○公園 ○その他 (自転車駐車場・公衆便所等)	○市民文化施設 ○社会教育施設 ○スポーツ・レクリエーション施設 ○産業系施設 ○学校教育施設 ○子育て支援施設 ○保健・福祉施設 ○行政系施設 ○公営住宅 ○その他

公共施設等の課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応

- 道路や橋りょう等のインフラ資産については定期的な点検や予防修繕等が必要。
- 今後、老朽化した公共建築物の改修・改築が本格化し、財政負担が増大。
- 真に必要なとされる施設等の新規整備だけでなく、既存施設等の適切な維持管理や更新にも支障。

(2) 社会経済情勢や新たな行政需要への対応

- 区の人口は、当面増加が続くと見込まれており、また、今後も開発が進むことが予想される南部地域には、高齢者施設・子育て関連施設等、新たな行政需要に対応した施設の新規整備が必要。
- 一方、既存施設については、人口構成や利用者ニーズの変化等により、十分に活用されていない施設のあり方の検討や新たな機能への転換が必要。

適正管理に関する方針

○区における人口動態や公共施設等の老朽化等の状況を踏まえ、必要な対応を実施。

定期点検	予防修繕・保全	長寿命化
廃止・縮小・代替施設への転換	複合化	民間活力の活用

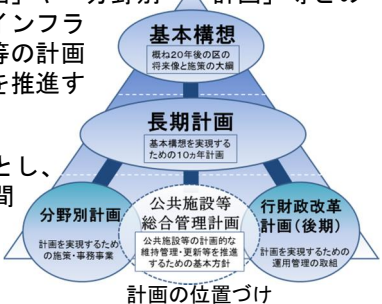
施設類型ごとの方向性

- (例)
- 集会施設（地区集会所、文化センター、区民館等）
 - ⇒改修・改築にあたっては、地域における各施設の役割や区民ニーズ等を反映し、適正規模や他の施設との複合化及び類似機能の統合等について検討。
 - スポーツ施設（区民体育館、運動場、野球場等）
 - ⇒改修・改築にあたっては、利用状況等を踏まえ、より効率的かつ効果的な運営を検討した上で実施。
 - 学校（小・中学校）
 - ⇒改築の際には他の施設との複合化についても、施設の特性や用途及び各種法令への対応を踏まえ検討。
 - 区役所本庁舎等（本庁舎、出張所、特別出張所等）
 - ⇒区役所本庁舎については、次期長期計画を策定する中で整備について検討。区役所本庁舎・出張所・特別出張所等については、それぞれの機能や役割を踏まえた上で、改修・改築を実施。

計画の位置づけ及び期間

○区の上位計画である「江東区長期計画」の基本理念のもと、「行財政改革計画」や「分野別計画」等との整合を図るとともに、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進するための基本方針。

○平成29年度を初年度とし、次期長期計画の計画期間を10年とした場合の計画期間である平成41年度までの13年間。



庁内の推進体制等

庁内の推進体制の確立 (検討体制・人材育成・システム整備)
予算編成との連携 (財政措置・コスト削減)
固定資産台帳の活用 (計画の充実・適正配置)